

平成29年度

奈良教育大学

大学院(修士課程)

科目等履修生募集要項

※履修期間延長申請を含む

奈良教育大学

## 1. 趣 旨

本学の学生以外の者で、本学大学院（修士課程）が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者について、授業に支障がない場合に限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与するものです。

## 2. 入学時期

入学時期は、4月（前期入学）又は10月（後期入学）とします。

## 3. 履修期間

（前期入学）平成29年4月1日～平成30年3月31日のうち履修を許可された授業の開講学期

（後期入学）平成29年10月1日～平成30年3月31日

履修期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とします。ただし、引き続き同一科目の履修を希望する者については、入学を許可された年度の翌年度まで、許可を得て履修期間を延長することができます（5頁参照）。

なお、履修期間の延長に関する検定料・入学料については徴収しません。

## 4. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び平成29年3月（後期入学にあつては平成29年9月）までに大学卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成29年3月（後期入学にあつては平成29年9月）までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び平成29年3月（後期入学にあつては平成29年9月）までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び平成29年3月（後期入学にあつては平成29年9月）までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成29年3月（後期入学にあつては平成29年9月）までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成29年3月（後期入学にあつては平成29年9月）までに修了見込みの者

(8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、平成 29 年 4 月 1 日（後期入学にあつては平成 29 年 10 月 1 日）現在 22 歳に達している者

(注)・上記 (8) に該当する者は、次に掲げる者等です。

「教育職員免許法による小学校、中学校、高等学校、幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で 22 歳に達した者」

・上記 (9) により出願を希望する者については、出願に先立ち、入学資格審査を行いますので、前期入学については平成 29 年 1 月 20 日（金）まで、後期入学については平成 29 年 6 月 23 日（金）までに、「6. 出願先」へ問い合わせてください。

## 5. 出願期間

平成 29 年 2 月 27 日（月）～平成 29 年 3 月 3 日（金）（前期入学）

平成 29 年 8 月 3 日（木）～平成 29 年 8 月 9 日（水）（後期入学）

窓口受けは、各日とも 9 時から 17 時まで（正午～13 時及び土日祝日を除く）とし、郵送の場合は書留速達便により、各出願期間最終日の消印有効とします。期間を過ぎた場合は、出願を受理しません。

なお、後期の科目のみで出願する場合は、原則として後期入学となります。

## 6. 出 願 先

奈良教育大学 入試課

〒630-8528 奈良市高畑町

電話 0742-27-9126

履修に関する問い合わせ先

教務課教務担当

電話 0742-27-9124

## 7. 出願書類等

下記の該当する出願書類等（証明書等を含む）をすべて取りそろえ、出願期間内に提出してください。

書 類 等	備 考
(1) 入 学 願 書	本学所定の用紙に必要事項を記入し、履修希望科目の担当教員の承諾印を得たものに、出願前 3 ヶ月以内に撮影した縦 4 cm×横 3 cm の上半身・脱帽・正面向きの写真を貼付してください。
(2) 履 歴 書	市販のものに必要事項を記入してください。
(3) 卒業（見込）証明書 又は修了（見込）証明書	最終出身学校（大学）の長又は学部長等が作成したもの（原本）を提出してください。
(4) 学 業 成 績 証 明 書	最終出身学校（大学）の長又は学部長等が作成したもの（原本）を提出してください。

(5) 学位授与証明書	「4. 出願資格」の(2)の該当者のみ提出してください。
(6) 教育職員免許状授与証明書	「4. 出願資格」の(8)の該当者のみ提出してください。
(7) 検定料 (9,800円)	本学所定の払込用紙を用いて、郵便局・ゆうちょ銀行から検定料を払い込んだうえ、「振替払込受付証明書(大学提出用)」を提出してください。
(8) 宛名票	所定の用紙に、合格通知書を受け取る場所の住所・郵便番号・氏名を記入してください。
(9) 奈良教育大学大学院 修士課程科目等履修生 入学資格認定書(写)	「4. 出願資格」の(9)の該当者で、本学が行う入学資格審査により入学資格を認められた者は提出してください。
(10) 勤務先所属長の 受験承諾書	現に学校・教育関係機関・官公庁又は会社等に在職中で、在職のまま入学しようとする者は、本学所定の用紙により、所属長等の承諾書を提出してください。 ただし、現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、その派遣書を提出してください。
(11) 住民票の写し等	日本国籍を有しない者は、市区町村長が交付する、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日を証明する書類を提出してください。出願時に外国に居住している場合は、入学後に提出することも可能です。

(注意事項)

- ① 入学願書には履修希望科目の担当教員の承諾印(担当教員が非常勤講師である場合は世話担当教員でも可)が必要です。あらかじめ、授業担当教員に履修の希望を連絡し、承諾印を得たうえで、願書を提出してください。出願書類に承諾印がない場合、当該科目の履修は申請できません。
- ② 出願書類受理後の記載事項の変更は認めません。ただし、出願後、受信地及び連絡先を変更したときは、ただちに、入試課へ届け出てください。
- ③ 出願書類に不備がある場合は、受理しません。
- ④ 受理された書類はいかなる理由があっても返還しません。
- ⑤ 既納の検定料は、次の場合を除き、返還しません。
  - ア. 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合又は出願が受理されなかった場合
  - イ. 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
 なお、上記ア又はイに該当する場合には、すみやかに入試課へ連絡してください。
- ⑥ (3)及び(4)の卒業証明書等は原本を提出してください。外国の学校が発行したもの等、原本を提出できない場合は、あらかじめ大使館等の公証書類を取得し、提出してください。なお、和文または英文以外のものについては、公的機関(出身学校、大使館等)の証明のある、和文または英文による翻訳文をあわせて提出してください。
- ⑦ 出願時に卒業(修了)見込証明書を提出する場合は、入学までに卒業(修了)証明書を提出してください。
- ⑧ 前期出願時に前期科目のみの履修を出願した者で、後期科目の追加を希望する者は、後期の出願期

間に改めて(1)入学願書及び(8)宛名票を提出してください。なお、検定料・入学料は徴収しません。

- ⑨ これまでに本学の学部生、大学院生、科目等履修生として在籍したことがある者は、入学願書に明記してください。その際、在籍時の姓と現在の姓が異なる場合は、在籍時の姓も記入してください。
- ⑩ これまでに本学に在籍したことがある者で、すでに単位を修得した授業科目については、重複して履修することができませんので注意してください。

## 8. 入学料及び授業料

(1) 入学料 28,200 円

(2) 授業料 1 単位 14,800 円

※在学中に授業料改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

(備考)

1. 入学料は入学手続日に必ず納入してください。  
授業料については、前期は4月に、後期は10月にそれぞれ納入してください。
2. 既納の入学料及び授業料は返還しません。  
ただし、次に該当する場合は、本人の申し出により授業料を返還することができます。
  - ・授業科目が不開講となった場合
  - ・時間割が変更となり、履修が不可能な場合
3. 現職教育のため任命権者の命により派遣される者及び産業教育振興法に基づく内地留学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しません。  
ただし、単位を取得する場合は授業料を徴収します。

## 9. 受講科目と単位

(1) 1年間 6単位以内

(2) 科目等履修生として修得した単位は、教育職員免許法上の単位として認めます。

(本学が教育職員免許状授与の課程認定を受けている科目に限る)

(注)

- ・履修を認めない科目がありますので、事前に教務課へ問い合わせてください。
- ・大学院設置基準第14条の規定による、教育方法の特例措置としての夜間開設科目については、履修できません。
- ・履修を許可された授業科目について、入学後に時間割、担当教員の変更、シラバスの一部変更を行うことがありますので、あらかじめこのことを承知の上で出願、入学手続を行ってください。
- ・履修を許可された授業科目の変更は認めません。ただし、出願した科目の時間割の変更が行われた場合については、履修登録日の前日までの申し出により、当該科目の履修のとりやめ、又は他の科目(同一学期内で担当教員の履修許可を得られる科目)への履修変更を認める場合があります。

## 10. 選考

書類選考を行います。

## 11. 合格通知及び入学手続

前期は3月下旬頃、後期は9月下旬頃に本人宛に合格通知書及び入学手続の案内を送付します。

[入学手続日]

(前期入学) 平成 29 年 4 月 3 日 (月) 9:00～16:00

(後期入学) 平成 29 年 10 月 2 日 (月) 9:00～16:00

※入学手続日に手続きを完了しない場合は、入学辞退とみなす。

※やむを得ない理由で入学手続日に来学できない場合は、必ず事前に入試課まで連絡してください。なお、既納の入学料は、いかなる理由があっても返還しません。

## 12. その他

1. 教育職員免許状を得るために単位を修得しようとする場合は、出身大学長が作成した、学力に関する証明書(教育職員免許法第5条に準拠)により、免許状取得に必要な科目等について必ず出願者があらかじめ教育委員会に確認を行ったうえ、出願してください。
2. 原則として自動車通学は認めておりません。

### ◎ 履修期間の延長について

履修期間満了後、引き続き履修を希望する者についての延長手続き等は次のとおりです。

1. 「5. 出願期間」の期間内に延長手続きをしてください。
2. 延長手続きは、出願期間に「7. 出願書類等」の(1)入学願書及び(8)宛名票を提出することとし、許可を得た場合に延長が可能となります。現職者については(10)勤務先所属長の受験承諾書、日本国籍を有しない者については(11)住民票の写し等も併せて提出してください。

※外国人留学生で履修期間の延長を希望する者は、在留期間について確認の上出願してください。

### <問い合わせ先>

奈良教育大学 入試課

〒630-8528 奈良市高畑町

TEL 0742-27-9126 FAX 0742-27-9145

ホームページ <http://www.nara-edu.ac.jp/>

E-mail [nyuusi@nara-edu.ac.jp](mailto:nyuusi@nara-edu.ac.jp)